

介護予防中郷記念館ショートステイ多床室型 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人かずさ萬燈会が開設する中郷記念館ショートステイ 多床室型（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援の状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、家族、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 中郷記念館ショートステイ多床室型
- 二 所在地 木更津市井尻951番地

（職員の職種、人数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は介護予防中郷記念館ショートステイ多床室型付属規程に定める。

（利用定員）

第5条 事業所の利用者定員は通常短期入所生活介護と合わせて多床室9名とする。

2 空床利用も行う。

（介護予防短期入所生活介護事業の内容）

第6条 介護に当たっては、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう努めるものとする。

2 1週間に2回以上適切な方法により入浴又は清拭を提供する。

3 心身の状況に応じて適切な方法により排泄援助を提供する。

- 4 おむつを使用する利用者についておむつを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の援助を適切に行う。
- 6 常時 1 人以上の介護職員に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

第 7 条 食事は、栄養バランス、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし適切な時間に提供する。

2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うように努める。食事の時間は概ね以下の通りとする。

- | | |
|--------|-------------|
| 1) 朝食 | 7 時 3 0 分 |
| 2) 昼食 | 1 2 時 0 0 分 |
| 3) おやつ | 1 5 時 0 0 分 |
| 4) 夕食 | 1 8 時 0 0 分 |

（機能訓練）

第 8 条 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又その減退を防止するための訓練を行う。

（その他のサービスの提供）

第 9 条 教養娯楽設備等を設けるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るように努める。

（利用料及びその他の費用）

第 1 0 条 介護予防指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスである時は介護保険負担割合証に応じる。但し、低所得者で特に生計が困難である者に対して利用者負担金の一部又は全部を減免することがある。

2 法定代理受領サービスに該当しない介護予防指定短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- ー 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

二 食費 1, 445 円(介護保険負担限度額認定証を提示した方は、第1段階 300 円、第2段階 600 円、第3段階① 1, 000 円、第3段階② 1, 300 円の自己負担金のみ徴収する)

三 滞在費 多床室 915 円(介護保険負担限度額認定証を提示した方は、第1段階 0 円、第2段階 430 円、第3段階 430 円の自己負担金のみ徴収する)

四 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

4 前項に費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払の同意を得る旨の文書に署名押印を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、木更津市、袖ヶ浦市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、事業所の設備・備品の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業所に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業所は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるとする。

4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等に於ける対応方法)

第13条 利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関等への連絡を行う等必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 非常災害対策に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理)

第15条 介護予防短期入所生活介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断を行い管理する。

2 事業所の設備及び備品については衛生的な管理に努める。

（事故発生時の対応・苦情処理）

第16条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族に連絡すると共に必要な措置を講じる。

2 提供したサービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置等必要な措置を講じる。

（その他の事項）

第17条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備すると共に、研修の機会を設けるなど常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを雇用契約の条件とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については、社会福祉法人かずさ萬燈会と事業所の管理者が協議して定める。

付則

平成23年7月1日より施行

平成26年3月29日一部改訂（平成26年4月1日より施行）

平成28年3月14日一部改訂（平成28年4月1日より施行）

令和2年4月1日一部改訂（令和2年4月1日より施行）

令和3年8月1日一部改訂（令和3年8月1日より施行）

令和7年4月1日一部改訂（令和7年4月1日より施行）

介護予防中郷記念館ショートステイ 多床室型付属規程

第1条 「介護予防中郷記念館ショートステイ多床室型運営規程」第4条に基づき、事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容を次のとおり定める。

- 1 管理者 1名（常勤1名・本体施設と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- 2 医師 1名（嘱託1名・本体施設と兼務）

医師は、利用者の健康管理に関する指導を行う。

- 3 生活相談員 1名以上（常勤換算1名以上・本体施設と兼務）

生活相談員は、利用者又はその家族との相談の上、介護計画を作成しサービスの提供の提供方法について十分な説明を行う。

- 4 介護職員 3名以上（常勤換算3名以上・本体施設と兼務）

介護職員は、介護計画に基づき利用者に必要な介護業務を行う。

- 5 看護職員 1名以上（常勤換算1名以上・本体施設と兼務）

看護職員は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- 6 管理栄養士 1名（常勤1名・本体施設と兼務）

食事の献立作成、栄養計算、栄養指導を行う。

- 7 機能訓練指導員 1名（常勤1名・本体施設と兼務）

機能回復訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

- 8 事務職員 1名以上（常勤換算1名以上・本体施設と兼務）

必要な事務を行う。

附則

平成23年7月1日より施行

平成26年3月29日より一部改訂（平成26年4月1日より施行）

平成28年3月14日より一部改訂（平成28年4月1日より施行）

令和2年4月1日より一部改訂（令和2年4月1日より施行）

令和3年8月1日より一部改訂（令和3年8月1日より施行）